

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第9号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「当り」を「当たり」に改め、同条中第3項を次のように改める。

3 第1項の承認があつた場合でも、当該承認が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）第10条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る療養のためのものを除く。以下「病気休暇」という。）を与えられたことにより所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについてのものであるときは、当該承認を受けた職員に与えられた病気休暇の日数が引き続き90日を超えるに至った日以後においては、その者が病気休暇を与えられたことにより勤務しなかつた日（所定の勤務時間の全部を病気休暇を与えられたことにより勤務しなかつた日に限る。）1日につき、その者の勤務1日当たりの給料額に100分の50を乗じて得た額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

第11条第1項中「前条第1項」を「前条第1項及び第3項」に改める。

第20条第2項中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）」及び「同条例」を「勤務時間条例」に改める。

第27条中「大阪市、八尾市又は松原市」を「本組合構成団体の区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第27条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。